

長野県障害者プラン2012（分野別施策）の実施状況（平成28年度）

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況（実績及び課題等）
施策項目 I 地域生活の支援 1 地域生活移行の支援 I-1-1-① 居宅サービスの充実				
1	短期入所事業所の整備促進	障がい者を在宅で支える家族にとって重要となる短期入所事業について、身近なところで利用できるよう、利用者の視点に立った事業所の整備を図ります。	障がい者支援課	○短期入所事業所の整備促進については、平成28年度末には134事業所であり、前年より増加したものの目標を達成していないことから、今後更に整備促進に取り組む。（平成28年度目標値：(139)事業所）
2	市町村が実施する事業への支援	必要なサービスが実施できるよう国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。	障がい者支援課	○市町村が実施する地域生活支援事業に対する国庫補助金の確保等について、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議等を通じて、国へ要望を行った。 ○また、市町村事業の実施状況を取りまとめ、市町村に情報提供した。
3	高齢の障がい者のための支援の充実	高齢の障がい者に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が基本となりますが、障害者自立支援法による制度も効果的に活用し、高齢の障がい者のニーズに応えられる体制づくりを進めます。 高齢者の総合相談、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの機能を担う地域包括支援センターの人材育成を支援するとともに、障害者総合支援センターとの連携を支援します。	介護支援課	○地域包括支援センター職員の人材育成を目的にケアプラン作成・点検研修会及び新総合事業の実施に向けて、介護予防の利用計画の作成・評価に関する研修会を開催した。（回数：2回、参加者数：324人） また、生活支援コーディネーター養成研修会等を開催した。（回数：4回、参加者数：514人） ○地域包括ケア体制の構築を推進するため、地域ケア会議推進研修会などを開催し、全市町村の日常生活圏域において地域ケア会議が設置された。（研修会：1回、参加者数：164人、地域ケア会議設置：150圏域（H27年度末）→155圏域（H28年度末）） ○市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象に高齢者虐待対応研修を3日間開催し、権利擁護の推進に努めた。（参加者数：273人）
4	障がい者用福祉機器への支援	県工業技術総合センターにおいて、障がい者用福祉機器の開発を支援します。	ものづくり振興課	○工業技術総合センターにおいて、視覚障がい者用情報端末の商品化や、車椅子の強度試験、車椅子洗浄器の安全試験等の障がい者用福祉機器の開発支援を実施した。
5		県立総合リハビリテーションセンターにおいて、義肢装具の製作、修理及び相談を行い、日常生活動作の向上を支援します。	障がい者支援課	○平成28年度においては、義肢装具製作を168件、修理を192件行うとともに、更生相談室で実施している巡回相談に同行し補装具の適合判定を行った。
6	タイムケア事業の見直し	日中一時支援事業の利用状況及び障害者自立支援法の見直し状況などを踏まえ、現場のニーズを検証した上で、今後のあるべき姿を検討します。	障がい者支援課	○障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業を補完するタイムケア事業については、平成28年度は60市町村において1,899人（H27：62市町村2,122人）の利用があった。また、日中一時支援事業は、51市町村（H27：50市町村）が実施した。引き続き障害者総合支援法の見直し状況などを踏まえ、タイムケア事業のあり方を検討する。

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
	I-1-② 住まい、日中活動の場の充実			
7	サービス提供体制の整備	<p>圏域単位で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を促進します。</p> <p>より身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。</p> <p>医療的ケアを必要とする障がい児(者)に適切なサービスが提供できるよう、新たな看護職員を手厚く配置して日中活動サービスを提供する事業者を支援します。</p>	障がい者支援課	<p>○居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービス事業者は、サービスごとの増減はあるものの、在宅サービス全体ではH29年度当初で延べ653事業所と、昨年度と同数となっている。</p> <p>○日中活動の場となる通所施設については、H28年度当初の500事業所(定員8,451人)から、12事業所(定員157人)増加し、512事業所(定員8,608人)となった。</p> <p>○生活の場となるグループホームは、H28当初の496住居(定員2,732人)から、14住居(定員109人)増加し、510住居(定員2,841人)となった。</p> <p>○県では、社会福祉施設等整備事業補助金により、通所施設等24か所、グループホーム41か所の創設・改修等(防犯対策を含む)の施設整備に要する経費に対して助成を行った。</p> <p>○医療的ケアを必要とする障害児(者)が通所施設等を利用できるよう、施設に看護師を配置又は派遣する費用を助成した。H28は5事業所に助成し、9人の障害児(者)が利用できるようになった。</p>
8				
9	サービスの質の向上	<p>障がい者が希望する生活の実現や、生活の質を向上させるための課題等を的確に把握し、一人ひとりに合った個別支援計画が作成されるよう支援します。</p> <p>居室の個室化や老朽化した施設の改修等、施設的生活環境の改善を支援します。</p> <p>公平かつ透明性が確保された苦情解決の仕組みが、各施設において着実に定着するよう支援します。</p> <p>各施設が、利用者に対する満足度調査や第三者による評価等を通じて、日常業務の再点検やサービスの質の向上を図ることができるよう支援します。</p> <p>障害福祉サービスを提供する法人に対して施設等の運営管理・利用者の処遇が適正に行われるよう集団指導と実地指導を連携させ、併せて、指導の重点事項を定めることにより、効果的・効率的に支援を行います。</p> <p>不正・不当行為や著しい基準違反の疑いのある施設等に対しては、迅速かつ重点的な監査を実施し、特に悪質な案件については、指定取消や効力停止等により厳正に対処します。</p> <p>市町村が行う指導監査が効果的・効率的に実施できるよう、県として実施方法の助言や合同で実施指導を実施するなどの支援を積極的に行います。</p>	障がい者支援課	<p>○個別支援計画について、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導及び集団指導の際に一人ひとりに合った計画を作成するよう説明を行っている。</p> <p>○県で行う実地指導に市町村も同行し、適切な支援が行われるよう指導等を行った。</p> <p>○苦情解決については、中立性や客観性を確保する観点から、第三者委員の活用を事業所に周知している。</p>
10				
			地域福祉課	<p>○第三者評価制度について、県公式ホームページに制度概要等を掲載するとともに、実地指導の際に制度説明及び受審勸奨を行った。</p> <p>○施設等の実地指導については、重点事項等を定めた実施方針に基づき、障害福祉サービスの質の向上等を主眼に置いて効果的・効率的に実施した。(H28:451事業所等)</p> <p>○市町村が行う指導監査を支援するため、県が行う実地指導に市町村職員が同行して合同実施した。(H28:98事業所等)</p>

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)																																																
11	県営住宅のグループホーム等への活用	県営住宅の空家のグループホームへの活用等、県営住宅の福祉目的活用を進めます。 県営住宅の入居について、入居収入基準の緩和、障がいの状況に応じた家賃の減免や優先入居、単身入居の措置等により、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。	公営住宅室	<p>○県営住宅の福祉事業活用として、引き続きグループホームへの活用を行った。 ※現在グループホームとし活用している住戸について、今後の県営住宅用地の維持管理方針により、活用の継続について検討する必要がある。</p> <p>活用実績(平成29年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th>精神障がい</th> <th>知的障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団地数</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td>35</td> <td>16</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>入居戸数</td> <td>56</td> <td>15</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>○障がいのある入居者に対し、家賃減免を実施した。 平成28年度末の適用件数は1,098件であり、前年度末と比較し51件の増加となった。</p> <p>減免適用実績(各年度3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">総件数</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>身体障がい</th> <th>精神障がい</th> <th>知的障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>1,047</td> <td>616</td> <td>327</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1,098</td> <td>628</td> <td>357</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table> <p>○障がいのある方への住宅支援として、抽選回数を2回に増やしたり、住宅に困窮する実情を評価し選考する優先入居の取扱いを実施した。</p> <p>統一募集(年2回)における募集状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>応募数</th> <th>当選数</th> <th>当選率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>103</td> <td>38</td> <td>36.9%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>105</td> <td>41</td> <td>39.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(全当選世帯に占める優先世帯の割合は83.3%)</p> <p>○単身での入居を希望する精神障がい者及び知的障がい者について、市町村または法人等の支援機関による支援体制が整備されており、単身での生活が可能であることが確認できた場合には、入居が可能である。</p>	区分	総数	内訳		精神障がい	知的障がい	団地数	11	3	8	戸数	35	16	19	入居戸数	56	15	41	年度	総件数	内訳			身体障がい	精神障がい	知的障がい	H27	1,047	616	327	104	H28	1,098	628	357	113	年度	応募数	当選数	当選率	H27	103	38	36.9%	H28	105	41	39.0%
区分	総数	内訳																																																		
		精神障がい	知的障がい																																																	
団地数	11	3	8																																																	
戸数	35	16	19																																																	
入居戸数	56	15	41																																																	
年度	総件数	内訳																																																		
		身体障がい	精神障がい	知的障がい																																																
H27	1,047	616	327	104																																																
H28	1,098	628	357	113																																																
年度	応募数	当選数	当選率																																																	
H27	103	38	36.9%																																																	
H28	105	41	39.0%																																																	
12	施設と地域の連携	施設が日頃から地域住民と行事等を通じて交流を深め、地域住民から協力を得られる体制を構築するとともに、施設が地域福祉の拠点として、その専門機能を生かせるよう支援します。	障がい者支援課	○グループホームの事業所指定の際は、地域住民との交流が確保されるよう入所施設、病院及び通所施設の敷地外に設置するよう指導している。また、地域福祉の拠点として、各圏域において、平成29年度末までに地域生活支援拠点等の整備を計画している。																																																

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
I-1-③ 精神障がい者の地域移行支援				
13	精神障がい者の地域移行の支援	精神障がい者地域移行コーディネーターを障害者総合支援センターに配置し、保健福祉事務所、市町村、支援事業者等と連携し、地域相談支援を進めます。	保健・疾病対策課	各圏域でコーディネーターの役割をする担当者を中心に、支援関係者の連携のもと、地域の実情に応じた地域移行・地域定着支援を行っている。 課題：高齢精神障がい者の地域移行が課題となっている圏域が多く、高齢分野の関係者との連携が重要である。
14	グループホームや在宅支援サービス等の充足	市町村、精神科病院、関係機関と連携して、グループホームや居宅サービス等、本人が望む多様な居住資源(アパート等)の整備等の地域の支援体制づくりを推進します。	保健・疾病対策課	精神科病院に入院中の精神障がい者の地域移行生活への移行に関するサービス(各年度1か月あたりの平均) 【短期入所】利用日数 50人日 利用者数 7人(H26年度 利用日数 50人日 利用者数 5人) 【共同生活援助(グループホーム)】 利用者数 69人(H26年度利用者数 69人) 課題：入居者の高齢化や多様な精神症状に対する理解などグループホーム職員の専門性の向上
15	障がい者支え合い活動の支援	地域で暮らす当事者支援員が、地域移行に自信や意欲の持てない精神障がい者の相談支援、普及啓発活動を支援します。	保健・疾病対策課	①当事者相談支援員活動状況 延44人(H27年度37人)の当事者支援員が延178人(H27年度216人)の対象者に相談支援を実施。 ②普及啓発活動 15回(H27年度31回)、2,136人(H27年度1,668人)に対し講演等の普及啓発活動を実施。 課題：ピアサポートの活用は有効であるため、県下全域で更に活動の幅を広げられるよう、事業を周知する機会を増やす必要がある。
16	生活保護を受けている精神障がい者の退院支援	保健福祉事務所において、精神障がい者地域移行コーディネーター、市町村、支援事業者等と連携し退院に向けた支援を実施します。	保健・疾病対策課	県の精神障がい者地域移行コーディネーター設置事業は平成26年度末で終了したため、新たに各圏域でコーディネーターの役割をする担当者を中心に、地域の実情に応じた地域移行支援を行っており、生活保護受給者に特化した支援は行っていない。

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
17	I-1-④ 障がい者にとって利用しやすい県立施設	<p>信濃学園については、引き続き、県内唯一の知的障がい児の入所施設として運営するとともに、短期入所、日中一時支援の受入れや療育相談等を行い、家庭での療育を支援します。</p> <p>西駒郷については、利用者の希望を十分に聞きながら、引き続き、地域生活への移行を推進します。また、退所を希望しない利用者に対しても、施設内で豊かな生活が送れるよう個別支援等の充実を図ります。</p> <p>総合リハビリテーションセンターについては、身体に障がいのある人や高次脳機能障害のある人に対し、相談支援から医療、自宅生活復帰、職業訓練まで一貫したリハビリテーションを行うことにより、より高い生活の質(QOL)の実現を図るなど、日常生活や社会生活に必要なリハビリテーションサービスの提供に努めます。</p> <p>障がい者福祉センターについては、東信、中信及び南信地区にもスポーツ指導員を配置し、各地でスポーツ移動教室を行うなど、県内全域で利用しやすいサービスの提供に努めます。</p>	障がい者支援課	<p>○信濃学園 加齢児の地域移行や他施設への移行を実現させた一方で、新たに6名の入所者の受入れを行った。また、短期入所は実人員46人・延155日、日中一時支援は実人員50人・延404時間の受入れを実施。療育相談である「こまくさ教室」では47人の相談に対応し、公開講座には107人が参加された。 今後も引き続き、利用者個々の障がい特性に即した専門的な支援を行い、その適切な発達を促すよう努めていく。</p> <p>○西駒郷 利用者及びその保護者を対象とした地域生活移行希望調査を実施し、地域生活移行を希望する利用者はわずかとなったが、利用者の希望に配慮しながら地域生活移行を推進した。退所を希望しない利用者については、個別支援計画に基づき利用者に寄り添った支援を実施した。 【年間実績】 ・地域生活移行者数：1人</p> <p>○総合リハビリテーションセンター サービスの質の向上を図るため「第三次経営推進プラン(計画期間H27～29年度)」を策定して運営を行った。(定員：病院80床、障害者支援施設80人) 【年間実績( )はH27数値】 ・病床利用率(1階)：71.3%(77.8%) ・病床利用率(2階)：78.5%(80.1%) ・手術件数：470件(479件) ・障害者支援施設利用者数：56.2人/日(58.6人/日) ・補装具製作件数：168件(213件) ・補装具修理件数：192件(209件) ・補装具費支給判定：324件(350件)</p> <p>○障がい者福祉センター 各地域においてスポーツ指導員が団体からの要望を受け指導を行った。 ・サンスポート駒ヶ根 出張スポーツ教室2,199名(102回) ・サンスポートまつもと 出張スポーツ教室3,682名(279回) ・サンスポート佐久 出張スポーツ教室4,120名(254回) ・サンスポートながの 出張スポーツ教室684名(45回)</p>

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)																					
	2 生活の安定に向けた支援																								
	I-2 所得保障制度等の支援																								
18	各種手当制度の周知	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について周知を行います。	障がい者支援課	○県ホームページでの周知や各地域の担当者に対して研修会を行い、制度の周知を依頼した。																					
19	重度障がい者への医療費の助成	重度心身障害者(児)や遷延性意識障害者の患者家族の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担分への助成を行います。	健康福祉政策課	○障がい者に係る福祉医療費給付事業補助金の推移(人、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>68,428</td> <td>69,809</td> <td>71,154</td> <td>71,030</td> <td>71,003</td> <td>70,783</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>2,430,857</td> <td>2,465,941</td> <td>2,486,781</td> <td>2,447,309</td> <td>2,438,807</td> <td>2,422,253</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	H28	対象者数	68,428	69,809	71,154	71,030	71,003	70,783	補助金額	2,430,857	2,465,941	2,486,781	2,447,309	2,438,807	2,422,253
	H23	H24	H25	H26	H27	H28																			
対象者数	68,428	69,809	71,154	71,030	71,003	70,783																			
補助金額	2,430,857	2,465,941	2,486,781	2,447,309	2,438,807	2,422,253																			
20			保健・疾病対策課	○ 遷延性意識障害者医療費給付事業の受給者及び医療費の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>51</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>医療給付額</td> <td>27,659</td> <td>14,186</td> <td>1,190</td> <td>1,780</td> <td>1,147</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遷延性意識障害者医療の推進及び患者家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分を給付している。</li> <li>・他の障害者医療制度等との公平性の観点から、平成22年10月から見直しを行い、平成25年10月より新制度へ移行した。</li> </ul>		H24	H25	H26	H27	H28	受給者数	51	8	6	7	7	医療給付額	27,659	14,186	1,190	1,780	1,147			
	H24	H25	H26	H27	H28																				
受給者数	51	8	6	7	7																				
医療給付額	27,659	14,186	1,190	1,780	1,147																				
21	通所通園等推進事業の実施	心身障害児通園施設等への通所通園は、継続的な交通費の支出を伴うものであることから、児童及び付添人の通園に要する交通費を補助することにより、障がい児(者)の家庭の経済的負担の軽減を図ります。	障がい者支援課	○H28において、実人員で72件、総額682,689円の助成を行い、障がい児(者)の家庭の経済的負担の軽減を図った。																					
22	自動車税等の減免制度の周知	身体障がい者等が利用する自動車の取得税及び自動車税の減免について、納税通知書に制度の案内を同封するなど、幅広い周知に努めます。	税務課	○納税通知書に同封する「案内チラシ」に身体障がい者等に対する減免制度について詳細を記載したほか、県ホームページに掲載するなど周知を図った。 ○個人番号制度施行により変更した取扱いについても、関係団体への通知や案内チラシ、県ホームページへの掲載等、周知に努めた。																					

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)																									
23	公営住宅入居での支援	公営住宅の入居について、障がいの状況に応じて家賃の減免や優先入居、単身入居の措置等により、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。	公営住宅室	<p>(再掲)</p> <p>○障がいのある入居者に対し、家賃減免を実施した。 平成28年度末の適用件数は1,098件であり、前年度末と比較し51件の増加となった。</p> <p>減免適用実績(各年度3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">総件数</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>身体障がい</th> <th>精神障がい</th> <th>知的障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>1,047</td> <td>616</td> <td>327</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table> <p>○障がいのある方への住宅支援として、抽選回数を2回に増やしたり、住宅に困窮する実情を評価し選考する優先入居の取扱いを実施した。</p> <p>統一募集(年2回)における募集状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>応募数</th> <th>当選数</th> <th>当選率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>103</td> <td>38</td> <td>36.9%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>105</td> <td>41</td> <td>39.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(全当選世帯に占める優先世帯の割合は83.3%)</p> <p>○単身での入居を希望する精神障がい者及び知的障がい者について、市町村または法人等の支援機関による支援体制が整備されており、単身での生活が可能であることが確認できた場合には、入居が可能である。</p>	年度	総件数	内訳			身体障がい	精神障がい	知的障がい	H27	1,047	616	327	104	年度	応募数	当選数	当選率	H27	103	38	36.9%	H28	105	41	39.0%
年度	総件数	内訳																											
		身体障がい	精神障がい	知的障がい																									
H27	1,047	616	327	104																									
年度	応募数	当選数	当選率																										
H27	103	38	36.9%																										
H28	105	41	39.0%																										

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)							
	3 相談支援体制の充実										
	I-3 相談支援体制の充実										
24	計画相談・障がい児相談の充実	障がい児(者)の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、障害福祉サービスを利用するすべての人に対し、サービス等利用計画の作成に向けた支援体制の整備を行います。	障がい者支援課	○平成28年度末現在の障がい児者に対するサービス等利用計画策定率は99.3%であり、障害福祉サービス利用を希望するすべての障がい児者に相談支援サービスが提供できる体制が整えられた。							
25	地域移行・地域定着支援の強化	病院や施設に長期入院等している障がい者の地域生活移行を促進するとともに、単身者や地域生活が不安定な人などに対し、24時間の相談支援体制や緊急対応等による地域定着を図ります。	障がい者支援課	○地域移行・地域定着の進捗状況及びその原因を把握しつつ、市町村、保健・疾病対策課や自立支援協議会と連携しながら、必要な対応策の検討を図る。							
26			保健・疾病対策課	長野県と全国の利用状況(三障がい)の比較(平成29年1月サービス提供分)  <div style="text-align: center;">           単位：人  <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域移行</th> <th>地域定着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>17</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>560</td> <td>2688</td> </tr> </tbody> </table> </div> 資料：国民健康保険団体連合会 実績データから抜粋 課題：地域定着支援に携わる指定一般事業所の不足。		地域移行	地域定着	長野県	17	88	全国
	地域移行	地域定着									
長野県	17	88									
全国	560	2688									
27	相談支援専門員の養成と資質向上	国の相談支援従事者養成研修を受講した者を中心に、即戦力となる人材を養成することを目的とした研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。県自立支援協議会人材育成部会を中心に、圏域ごとに、相談支援専門員に対し指導・助言できる人材及び圏域で必要な研修を企画・運営できる人材の養成を支援します。	障がい者支援課	○長野県自立支援協議会を活用しつつ、相談支援従事者養成研修を行う県内唯一の指定事業者である長野県相談支援専門員協会とも連携し、必要な研修計画を進めてきた。研修の企画・運営の中心となるファシリテーターは県内に100名程度となり、人材の育成が進んでいる。							
28	県自立支援協議会の体制充実	当事者をはじめとした関係者、連携機関等を構成員とし、療育、人材育成など専門分野ごとの部会を設置するなど、地域の課題を把握、集約、協議する体制を強化します。	障がい者支援課	○障がい者の相談支援のシステムづくりに関し主導的役割を担う協議の場として、当事者、圏域代表者等で組織するとともに、人材育成・療育・就労支援・精神障がい者地域移行支援・権利擁護・ワーキングの6専門部会に加え、相談支援体制機能強化会議にて地域をバックアップする仕組みを協議会内に設置し、集約した地域の課題を協議した。							



No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
	4 福祉人材の養成・確保			
	I-4 福祉人材の養成・確保			
29	有資格者の養成、 従事者の確保	福祉大学校において質の高い介護福祉士等の養成を実施します。 福祉の職場を対象とした職業紹介や、求職者と求人事業所との個別面談会の開催、求職者と求人事業所との橋渡しをするキャリア支援専門員の配置などにより、求職と求人のマッチングを推進します。	地域福祉課	○福祉大学校から介護福祉士(14名)、保育士(51名)を輩出。27年度からは保育学科に幼稚園教諭免許が取得出来る体制(通信教育課程の大学との提携)を整えた。 ○県内4箇所のキャリア支援専門員の配置を継続。県内各地域で就職面接会・地区面接会を開催(計22回:求職者1,258人参加)する等、マッチングを推進。
30	従事者に対する研 修の推進	従事者がやりがいをもって長く働き続けるためには、キャリア形成への支援が必要です。そのため、研修実施機関の共同ホームページの開設や、新任従事者に対して、福祉の仕事の意義や心構え、研修の案内等を記載したウェルカムカードの配布などにより、研修受講とキャリア形成を支援します。 県社会福祉協議会、介護福祉士養成施設及び職能団体等と連携し、キャリアパスに対応するため新たに構築した生涯研修体系に基づいた研修を実施します。福祉の基本や組織の一員としての基本を学ぶ新任職員課程や、リーダーシップ等を学ぶ管理者基礎課程のほか、コンプライアンスやリスクマネジメント等、現場の課題に応じた課題別研修を実施します。	地域福祉課	○福祉職場で働く職員が、職務段階に共通して求められる資質能力の習得を目的とした「福祉職員生涯研修」を継続的に実施。28年度はリーダー課程(子育て支援機関)を新設し、保育士を束ねるリーダーとしての資質向上を図った。 要援護者に対して相談や助言を行う民生委員児童委員に対する研修等も実施。 (H28:8,847人、H27:6,985人受講)
31		居宅介護従業者養成研修を行う指定事業者の数の確保を行い、地域で研修を受けられる体制を作り、専門的知識と技術を持った質の高い人材の養成を図ります。	障がい者支援課	○同行援護の従業者養成研修事業所として9事業所を指定した。東北信地区に事業所が集中しているため、今後は中南信地区に拡大していきたい。(平成28年度までの累計で20事業所 平成28年度目標値19事業所)
32		また、サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等を担うサービス管理責任者に対する研修を実施し、新たな人材を養成します。		○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について、平成28年度は674人が修了した。(H27:586人)
33	職場体験等	中学生、高校生や福祉に関心のある一般求職者等に対し、福祉の職場体験の機会を提供します。また、中学校、高校に福祉・介護の従事者を派遣し、福祉の仕事のやりがいや仕事の内容を説明することにより福祉の仕事に対する理解を深めます。	地域福祉課	○福祉の職場体験(H28:570人、H27:577人参加)や、中学・高校向けの訪問講座(16校:57講座開催、3,078人が受講)を実施。
34	施設職員の処遇向 上等	施設職員が安心して働くことができるように、給与、勤務条件、退職手当共済、福利厚生等の処遇の向上や働きやすい職場環境の整備について助言等の支援を行います。	障がい者支援課	○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を実施し、サービス提供職員の処遇改善を図っている。 ○平成28年9月の時点で713の事業所が上記加算を申請した。

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)																																
	施策項目Ⅱ 社会参加の促進																																			
	1 就労支援の推進																																			
	Ⅱ-1-① 一般就労の促進																																			
35	相談支援体制の充実	<p>個別具体的な支援に結びつけるために、障害者総合支援センターに配置した障害者就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員、障害者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携の強化を図り、就労を希望するすべての障がい者に対して、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>就業、生活面の一体的な支援を行う障害者総合支援センターの機能の充実を図り、障がい者に対する相談、職業訓練、就職、職場定着などニーズにあったワンストップサービスの就労支援を行います。</p>	障がい者支援課	<p>○関係機関との連絡会議の開催や情報共有の場を設け、就労支援ネットワークの連携強化を図っている。</p> <p>○今後も障害者就業・生活支援センターを中心に、企業等で行う職場実習の場を拡大し、一般就労を促進する。</p> <p>○障害者就業・生活支援センターの登録者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,939</td> <td>2,314</td> <td>2,422</td> <td>2,904</td> <td>2,972</td> <td>3,348</td> <td>3,463</td> <td>3,592</td> </tr> </tbody> </table> <p>○障害者就業・生活支援センターからの就職者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>265</td> <td>374</td> <td>367</td> <td>385</td> <td>468</td> <td>453</td> <td>537</td> <td>502</td> </tr> </tbody> </table>	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	1,939	2,314	2,422	2,904	2,972	3,348	3,463	3,592	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	265	374	367	385	468	453	537	502
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																													
1,939	2,314	2,422	2,904	2,972	3,348	3,463	3,592																													
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																													
265	374	367	385	468	453	537	502																													
36			労働雇用課	<p>○県下5か所の地方事務所に配置の求人開拓員が、各障がい者の相談に応じるとともに、企業訪問等による求人開拓、障がい者の就業希望先への企業訪問や面接の際の同行さらには就業後における課題等の把握や相談に応じている。必要に応じ、ハローワークや就業・生活支援センター等と連携し対応した。</p> <p>(実績)</p> <p>①相談者数：264名(前年度比38名増加)、②相談延べ件数：1,609件(前年度比206件増加)</p>																																
37	一般企業への就労の拡大	<p>法定雇用率未達成企業に対して、ハローワーク、経済団体や労働組合などと連携し、雇用促進の啓発などを行うことにより雇用率のアップを図ります。</p> <p>障害者就業支援ワーカーや求人開拓員は、ハローワーク、障害者職業センター等と連携しながら、個別の就業支援により障がい者の一般就労の機会を拡大します。</p> <p>ホームヘルパーなどの資格取得をはじめ、障がい者の就労に必要な知識・技能の向上を図るため、県技術専門校での障がい者民間活用委託訓練の充実を図ります。</p> <p>県の障がい者民間活用委託訓練事業や国の援助制度(トライアル雇用制度・ジョブコーチによる支援等)の周知・普及を行い、雇用拡大につなげます。</p> <p>求人開拓員による職業相談を通じた相談者の個別状況の把握、それに応じた求人開拓、求人企業への同行訪問や職業紹介状の発行等を行う無料職業紹介事業の実施により、障がい者の一般就労を推進します。</p>	労働雇用課	<p>○長野労働局長と知事の連名で、法定雇用率未達成企業に対する勸奨状を发出し、障がい者雇用の啓発を行った。(勸奨状发出件数：586件)</p> <p>県下5か所の地方事務所に配置の求人開拓員が、ハローワークや障害者職業センターなどの関係機関等と連携し、求人開拓、企業とのマッチングを行い、就職に結びつけている。</p> <p>(実績)</p> <p>①求人開拓件数：83件(前年度比55件減少)</p> <p>②就職件数(県発行紹介状によらない就職を含まない)：31件(前年度比8件減少)</p>																																
38			人材育成課	<p>○障がい者職業訓練コーディネーター及び障がい者職業訓練コーチを南信工科短期大学校、長野、松本、佐久技術専門校に各1名ずつ配置し、障がい者民間活用委託訓練を実施。</p> <p>(受講者実績)</p> <p>H27年度 知識・技能習得訓練：74名(12コース)、実践能力習得訓練：100名、特別支援学校早期訓練：5名、e-ラーニング訓練：10名(2コース)</p> <p>H28年度 知識・技能習得訓練：61名(9コース)、実践能力習得訓練：63名、特別支援学校早期訓練：13名、e-ラーニング訓練：6名(1コース)</p>																																
39		あんま、はり、きゅうなどの資格を有する視覚障がい者への支援については、専門的な技術指導を盲人ホームで実施します。	障がい者支援課	<p>○盲人ホームの運営事業に対し助成し、H28年度は234人が利用し、169回の施術を行った。(H27年度 利用者233人、施術200回)</p>																																

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)																											
40		特別支援学校、福祉関係機関、ハローワーク、障害者職業センター等と連携して、特別支援学校卒業後の就業支援の充実を図ります。	特別支援教育課	○労働局との連携により就労セミナーを開催し、特別支援学校高等部の生徒や保護者を対象に職場でのマナーや態度等を学ぶ機会を設けるほか、技術専門校との連携により特別支援学校早期訓練を活用して一般企業での実習を行うことにより、一般就労につなげた。																											
41		長野労働局など関係機関と連携し、職場における安全管理体制の確立や安全衛生教育の徹底を図り、労働災害を防止します。	労働雇用課	○全国労働衛生週間、全国安全週間等の関係機関への周知等を行った。 ○各種労働教育講座(労働フォーラム、心の健康づくりフォーラム、労務管理改善リーダー研修会等)において職場における安全衛生教育の周知・徹底を図った。 平成28年度実績 実施回数: 合計84回 参加者: 延5,315名																											
42		障がい者を雇用する中小法人や個人事業主に対して、法人事業税と個人事業税の減税を行い、障がい者の雇用を促進します。	税務課	○障がい者を雇用した法人・個人の事業税を1/2減税した。 ・新たに障がい者を雇用した法定雇用率達成事業所もしくは常時雇用労働者数が49人以下の事業所が対象(減税額は30万円を限度)。  過去3年間の実績 (件、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">H26</th> <th colspan="2">H27</th> <th colspan="2">H28</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税</td> <td>7</td> <td>1,012</td> <td>8</td> <td>1,478</td> <td>12</td> <td>2,636</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H26		H27		H28		件数	金額	件数	金額	件数	金額	法人事業税	7	1,012	8	1,478	12	2,636	個人事業税	0	0	0	0	1	59
区分	H26		H27			H28																									
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																									
法人事業税	7	1,012	8	1,478	12	2,636																									
個人事業税	0	0	0	0	1	59																									
43		障がい者雇用の場の創出のために、大企業に対しては特例子会社、中小企業に対しては事業組合による事業所などによる事業展開について情報を提供し、理解を求めます。	労働雇用課	○求人開拓員が企業を訪問する際に、企業の障がい者雇用の状況に応じ左記の事業展開も含めた情報提供を行い、理解の促進に努めた。																											
44	自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向けた仕組みづくり	障がい者が夢や希望をもっていきいきと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、条例化を含めた障害者雇用促進施策のあり方について、「労働問題審議会」の答申を踏まえ、必要な制度や施策を検討します。	労働雇用課	○労働問題審議会において障害者等の雇用の在り方が審議され、平成25年11月にとりまとめられた報告書をもとに、障がい者雇用の啓発を目的として、障がい者を積極的に雇用している事業所及び他の模範となる勤労障がい者に対する知事表彰を平成26年度から実施するとともに、「障がい者雇用促進・職場定着支援事業」により、障がい者雇用の啓発を図るとともに、就労後の定着に向けた支援を実施した。 ○平成28年度は、「障がい者と企業の出会いの場創出事業」により引き続き、障がい者雇用の普及啓発及び雇用の促進を図っていく。																											

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
Ⅱ-1-② 福祉的就労の促進				
45	福祉的就労の場の充実	働くことを希望する障がい者に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、地域自立支援協議会や福祉サービス事業所と連携し、福祉的就労の場の充実を図ります。	障がい者支援課	○障がい者に就労の場を提供する「就労継続支援B型事業所」の利用者が個々の能力や適性に応じた作業に従事し、工賃アップにつながるよう、特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会に委託して、事業所に対する生産活動における販路拡大や技術向上等に関するアドバイスを実施し、就労の場の拡大に努めた。
46	質の高い技術導入の支援	事業所等に対し、より質の高い作業や製品開発等に必要となる民間の専門的な知識、技能の導入を積極的に支援し、工賃アップを図ります。	障がい者支援課	○民間の専門的な知識や技能を有する専門家を事業所に対して33回派遣し、アドバイスを行うほか、企業や他事業所と連携した取組を促進した。 (月額平均工賃 H27年度 14,591円 ⇒ H28年度 15,246円)
47	工賃アップに向けた事業所間連携の推進	事業所単体では受注が難しい大口業務の共同受注や、商品の共同製作、共同販売の機会を増加させるため、地域内外での事業所間の連携を促進し、事業所間での協力体制づくりを支援します。	障がい者支援課	○共同受注窓口である特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会からの調達(庁舎の清掃業務委託等)などにより、事業所間の連携・協力体制づくりを支援 ○県内5か所に地域連携促進コーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所の状況に応じた工賃アップのアドバイスを行うとともに、企業や他事業所との連携による取組を促進 ○長野県セルフセンター協議会に委託し、同協議会に配置の福祉就労コーディネーターが共同受注等の取組を促進 ○障害者優先調達推進法に基づく各自治体の障がい者就労施設等への調達の推進のため、県からの自治体への法制度等に関する周知や、上記地域連携促進コーディネーター等による自治体と事業所との仲介等を実施
48	雇用型福祉就労の充実	就労継続支援B型事業所とともにA型事業所の充実を図ります。	障がい者支援課	○就労継続支援A型事業所について、新たに5箇所(定員数85人)を指定した。 ・平成29年度当初A型事業所数(定員数):38事業所(702人) (H28当初:35事業所(622人))
Ⅱ-1-③ 農業分野における就農支援				
49	農福連携で障がい者就農の推進	関東農政局、関東ブロック障害者就農促進協議会、NPO法人、就労系の障害福祉サービス事業所など、関係機関との連携強化により、研修会の共催や情報の共有化を図り、農福連携による障がい者就農への取組を進めます。 働く意欲のある障害者が、個々の能力に応じ、生きがいをもって農作業等を行える環境づくりを支援します。 売れる農産物の提案、農業技術や農産物加工の技術指導、レストラン等飲食店とのマッチングによる販路拡大への取組等を支援します。	障がい者支援課	○平成26年度から、健康福祉部、産業労働部、農政部の3部連携による「障がい者の農業就労チャレンジ事業」を実施、障がい者就労施設の施設外就労を促進した。 ○平成28年度実績:農業者からの依頼により行う農業活動への支援 44件 参加施設 26所 ○「農業就労チャレンジ事業活動成果交換会」を通じて事業所や農業者への情報提供・共有を図るとともに、随時、障がい者就労施設に対し商談会等の開催情報を随時提供した。
50			農村振興課	農業者団体の役員会等において、障がい者支援課とともに「障がい者の農業就労チャレンジ事業」の趣旨説明を行い、事業の推進を図った。

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)												
2 移動・情報コミュニケーションの支援の充実																
II-2-1 移動支援の充実																
51	移動支援事業の充実	市町村に対し他の自治体の取組例を紹介するなど、より積極的な事業の実施を促します。 また、市町村が十分なサービスを行えるように、国へ予算の確保を要望していきます。	障がい者支援課	○地域生活支援事業に関する情報を市町村に提供し、積極的な事業の実施を促し、市町村での十分なサービスが行えるよう、適切に所要額調査等を行うと共に、事業が円滑に実施できるよう国に対し予算の一層の確保を要望した。												
52	福祉有償運送の推進	福祉移送サービス提供事業者の拡大を図りながら、引き続き市町村福祉有償運送運営協議会の未設置市町村に対して設置の働きかけを行います。	地域福祉課	○サービス提供者に義務付けられている国土交通大臣認定移送サービス運転者講習を共催する等の支援をした。												
53	自動車運転訓練の実施	県立総合リハビリテーションセンターにおいて、障がい者用教習車を使用した運転免許取得訓練や、運転免許はあるが運転が困難になった方への運転習熟訓練を行います。	障がい者支援課	○障がいのある方の生活圏の拡大と職業適応力の拡大を図るため、運転免許取得及び習熟訓練を目的とした自動車運転訓練を実施し、26人の利用があった。 ○そのうち運転免許取得訓練実施者は3人、運転免許取得者は2人であった。 (H27実績：自動車運転訓練利用者33人、運転免許取得訓練実施者4人、運転免許取得者3人)												
54	身体障害者補助犬の給付及び理解の促進	必要とされる人に身体障害者補助犬の給付を行います。 ポスター、リーフレット等を活用して身体障害者補助犬に関する広報、啓発を積極的にを行い、県民及び補助犬が利用する事業者に対して理解を促進します。	障がい者支援課	○H28においては、身体障がい者補助犬更新希望者4名に給付を行った。また、広報、啓発活動については、千曲市内の旅館組合に説明会を実施した。また、県庁子ども記者体験を通じて小学生に対して周知を実施した。												
II-2-2 情報・コミュニケーション施策の充実																
55	手話通訳者・要約筆記者の養成	情報保障の確保のため、引き続き手話通訳者、要約筆記者の養成を行うとともに、資質の向上に努めます。	障がい者支援課	○手話通訳者、要約筆記者の養成事業を行い、手話通訳者は167名、要約筆記者は132名が登録されている。引き続き、目標達成に向けて養成事業を行っていく。												
56	点訳・朗読奉仕員の養成	点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。	障がい者支援課	○点訳、朗読奉仕員の養成研修等をそれぞれ実施し、奉仕員を養成した。 <table border="1" data-bbox="1482 984 2063 1164"> <thead> <tr> <th colspan="3">点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成研修受講状況</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点訳奉仕員</td> <td>179人</td> <td>299人</td> </tr> <tr> <td>朗読奉仕員</td> <td>666人</td> <td>768人</td> </tr> </tbody> </table>	点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成研修受講状況				H27	H28	点訳奉仕員	179人	299人	朗読奉仕員	666人	768人
点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成研修受講状況																
	H27	H28														
点訳奉仕員	179人	299人														
朗読奉仕員	666人	768人														
57	情報提供体制の充実	字幕入りビデオカセットの製作・貸出しや点字図書、録音テープ、CD図書の貸出を行うとともに、県政テレビ番組へのテロップ挿入や県広報の点字版、録音テープの作成を行います。 県のホームページについて、アクセシビリティの向上も含め、障がい者や高齢者にもより使いやすいするための改訂を進めます。	障がい者支援課	○障がいに応じた情報媒体での図書等の貸出しを行った。 (H27実績 字幕入りDVD・ビデオカセット貸出1,559本、点字図書貸出4,958冊、CD図書等1,706枚) ○引き続き障がい者の情報提供体制の充実を図っていく。 (施設支援係参照)												
58			広報県民課	○民放4局及びCA TV43局で放送した県政広報テレビ番組でテロップを挿入した。 ○冊子及び新聞掲載の広報ながのけんの点字版とCD版を作成・配布した。 ・点字470部(視覚障害者福祉協会から配布) ・CD300枚(社会福祉協議会から配布) ○県公式ホームページを障がい者や高齢者の方にもより使いやすいものとするための改訂を行った。 公開日 H25.8.30												

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)																
59	ITコミュニケーションの支援	障害者の情報機器の利用を促進し、情報収集やコミュニケーションの支援を行います。 障害者ITサポートセンターにおいて、情報機器に関する相談に応じるとともに、障害者パソコンボランティアの養成、派遣を行います。	障がい者支援課	○近年は、タブレット端末の普及やITを利用した福祉機器などが生活の様々な場面で活用されるようになり、障がい者のITサポート支援は、個々の障がい状態に応じた専門的な対応が必要になっている。 ○障がい者ITサポートセンターの相談支援件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>215</td> <td>210</td> <td>278</td> <td>273</td> <td>247</td> <td>216</td> <td>179</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table>	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	215	210	278	273	247	216	179	149
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28													
215	210	278	273	247	216	179	149													
60	軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成	引き続き、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語発達の支援、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいの予防、改善を図ります。また、国に対しては、補装具費支給制度の対象を拡大するよう要望します。	障がい者支援課	○軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業については、22市町村の45人に対して購入又は修理費用の補助を行った。(H27年度 19市町村53人) ○また、国に対しては、補装具費支給制度の対象を拡大するよう要望を行った。																
3 スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動の振興																				
II-3-① スポーツ、レクリエーションの振興																				
61		スポーツやレクリエーションの各種行事のメニューや運営等について、障がいのある人も参加しやすくなるよう配慮するとともに、障がい者スポーツに関する広報等を通じて県民の理解を促進し、障がいのある人となない人の交流機会を拡大します。	障がい者支援課	○地区及び県障がい者スポーツ大会、車いすマラソン大会、県障がい者スキー大会等を開催した。また、県ホームページ「障がい者スポーツナビ」・メールマガジン「障がい者のスポーツ活動情報」に障がい者スポーツの情報を掲載し、広報活動等を通して、交流機会の拡大を図った。																
62		体育館などのスポーツ施設における段差の解消等ハード面の整備を促進するとともに、施設管理者や職員の障がい者スポーツに対する理解を促進することにより、障がいがあってもスポーツ施設を利用しやすい環境を整えます。	障がい者支援課	○平成24年度までに、市町村が行う体育館等バリアフリー緊急整備事業(障害者自立支援対策臨時特例基金事業)による多目的トイレの整備、車いす用階段昇降機等の整備費用に対して補助を行った。 ○障がいのある方がスポーツ施設をより安全で快適に利用できるようにするための工夫や配慮をまとめたマニュアルをスポーツ施設等に配布することで周知を図り、配慮を求めた。																
63		障がいのある人が、障がい特性や程度に応じて安全にスポーツを楽しむためには、障がい者スポーツに関して専門的な知識・技能を有した指導者が身近な地域にすることが必要です。そのため、研修を実施して初級障がい者スポーツ指導員を養成するとともに、障がい者スポーツ指導者協議会に登録されている指導員の活動を充実します。	障がい者支援課	○平成28年度における初級指導員養成研修では新たに24人の受講があり、指導員養成の拡充が図られた。登録指導員は県スポーツ大会等各種行事の中で活動の充実化が図られているが、さらなる登録指導員獲得のため、指導員養成研修を実施していく。																
II-3-② 芸術文化活動の振興																				
64		県障がい者福祉センターを中心に、障がい者文化芸術祭及び文化芸術講座等を開催し、芸術文化活動の発表の場及び鑑賞機会を提供します。	障がい者支援課	○平成28年9月に実施した長野県障がい者文化芸術祭では1,767人が来場し、同芸術祭の巡回展示(計5回実施)には1,311人の観賞者があった。さらに、文化教室や文化活動体験会等を開催し、文化芸術活動に親しむ機会の提供を図った。 ○平成28年12月～1月に開催した「ザワメキアート～信州の障がいのある人の表現とアール・ブリュット～」では、3,021人が来場し、障がい者の創作した芸術作品を鑑賞した。																
			広報県民課	県政ランチミーティングの開催 1 日時 平成28年10月6日 正午から1時間 2 場所 長野県庁 3 参加グループ 信州ザワメキアート展実行委員会 4 懇談テーマ ザワメキアートの進捗報告と今後の障がい者の文化芸術活動の促進について																

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)												
	施策項目Ⅲ 権利擁護の推進															
	1 障がいに対する理解の促進															
	Ⅲ-1 障がいに対する理解の促進															
65	啓発・広報の実践	<p>障害者雇用支援月間や精神保健福祉普及運動などにおいて、障がい者等に対する理解を図るための啓発活動を行います。特に「人権について考える強調月間」(7月)、「障害者週間」及び「人権週間」(12月)においては、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた啓発・広報活動を重点的に実施します。</p> <p>県人権啓発センターにおいて、通年活動として、パネルやビデオ等の展示・貸出による啓発活動を行います。</p> <p>各地域における障がい者の芸術創作活動や就労の紹介、製作した商品の販売会等のイベントを通じ、障がいのある人の活動を広く周知するとともに、障がいのある人となない人が接する多くの機会を確保し、障がい者理解を促進します。</p>	障がい者支援課	<p>○障がいへの理解を深め、地域の誰もが障がい者と共に生きるサポーターになってもらう取組「信州あいサポート運動」を実施し、その一環としてフォーラムを開催した。(県下4地区で開催。参加者617名)</p> <p>○障害者週間(12/3~12/9)に合わせ、長野駅及び松本駅前において、街頭啓発活動を実施し、障がいのある方とともに啓発物品(せんべい・クッキー)と啓発チラシを配布。(12/2)</p> <p>○県内5会場で第19回長野県障がい者文化芸術祭優秀作品を巡回展示(平成28年11月~平成29年3月)</p> <p>○平成28年12月~1月に開催した「ザワメキアート~信州の障がいのある人の表現とアール・ブリュット~」では、3,021人が来場し、障がい者の創作した芸術作品を鑑賞した。</p> <p>○県の指定管理施設である障がい者福祉センター(サンアップル)において、県内障がい者の芸術作品の展示等を行う第19回長野県障がい者文化芸術祭を実施した。</p> <p>○平成28年12月17日に障がいのある方への支援のあり方等について学ぶ「地域で暮らそうフォーラム2016」を開催。</p>												
66																
67																
68		<p>障害者雇用支援月間や精神保健福祉普及運動などにおいて、障がい者等に対する理解を図るための啓発活動を行います。特に「人権について考える強調月間」(7月)、「障害者週間」及び「人権週間」(12月)においては、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた啓発・広報活動を重点的に実施します。</p> <p>県人権啓発センターにおいて、通年活動として、パネルやビデオ等の展示・貸出による啓発活動を行います。</p> <p>各地域における障がい者の芸術創作活動や就労の紹介、製作した商品の販売会等のイベントを通じ、障がいのある人の活動を広く周知するとともに、障がいのある人となない人が接する多くの機会を確保し、障がい者理解を促進します。</p>	保健・疾病対策課	<p>○国が平成28年10月10日から10月16日に週間で行った精神保健福祉普及運動を、長野県では平成28年10月10日から11月9日にかけて拡大実施し、県と市町村が啓発活動を実施した。</p> <p>○平成27年度保健福祉事務所における普及啓発活動実績(括弧内はH26年度実績)(H28は未公表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>精神障がい(家族)に対する教室等</th> <th>うつ病に関する教室等の再掲</th> <th>地域住民と精神障がい者との地域交流会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>101(47)</td> <td>4(3)</td> <td>16(13)</td> </tr> <tr> <td>延人数</td> <td>859(507)</td> <td>59(13)</td> <td>1302(886)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成27年度地域保健・健康増進事業報告</p>		精神障がい(家族)に対する教室等	うつ病に関する教室等の再掲	地域住民と精神障がい者との地域交流会	開催回数	101(47)	4(3)	16(13)	延人数	859(507)	59(13)	1302(886)
	精神障がい(家族)に対する教室等	うつ病に関する教室等の再掲	地域住民と精神障がい者との地域交流会													
開催回数	101(47)	4(3)	16(13)													
延人数	859(507)	59(13)	1302(886)													
69			労働雇用課	<p>○障がい者雇用の啓発を図り、雇用の促進と職業の安定に資するため、障がい者を積極的に雇用している事業所及び他の模範となる勤労障がい者に対する知事表彰を実施した。(受賞者数：事業所2団体、障がい者2名)</p>												

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)																																																																
70			人権・男女共同参画課	<p>延べ参加者数：1,767人</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">・ビデオ等の貸出による啓発</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H28</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸出本数</td> <td>75</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td></td> <td>視聴人数</td> <td>4,660</td> <td>4,585</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・パネルの貸出による啓発</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H28</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸出本数</td> <td>14</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>閲覧人数</td> <td>10,460</td> <td>5,066</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・学習会での啓発</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H28</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>館内</td> <td>回数</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>人数</td> <td>465</td> </tr> <tr> <td></td> <td>館外</td> <td>回数</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>人数</td> <td>3,699</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>回数</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>人数</td> <td>4,164</td> </tr> </table>	・ビデオ等の貸出による啓発						H28	H27		貸出本数	75	191		視聴人数	4,660	4,585	・パネルの貸出による啓発						H28	H27		貸出本数	14	10		閲覧人数	10,460	5,066	・学習会での啓発						H28	H27		館内	回数	22			人数	465		館外	回数	61			人数	3,699		計	回数	83			人数	4,164
・ビデオ等の貸出による啓発																																																																				
		H28	H27																																																																	
	貸出本数	75	191																																																																	
	視聴人数	4,660	4,585																																																																	
・パネルの貸出による啓発																																																																				
		H28	H27																																																																	
	貸出本数	14	10																																																																	
	閲覧人数	10,460	5,066																																																																	
・学習会での啓発																																																																				
		H28	H27																																																																	
	館内	回数	22																																																																	
		人数	465																																																																	
	館外	回数	61																																																																	
		人数	3,699																																																																	
	計	回数	83																																																																	
		人数	4,164																																																																	
71	障がい者の理解を深める研修会の実践	<p>発達障がい、身体障がいなど障がい者について正しく理解されるよう、社会教育団体関係者、幼保・小中高・特別支援学校の教職員、市町村職員等を主な対象者として、さまざまな事例からどのように障がい者と関わっていけばよいかを学びます。また、障がい者は共に生きていく地域の一員であり、そのことを考える機会や個々の具体的な活動</p>	障がい者支援課	<p>○障がいへの理解を深め、地域の誰もが障がい者と共に生きるサポーターになってもらう取組「信州あいサポート運動」を実施し、その一環としてフォーラムを開催した。(県下4地区で開催。参加者617名)</p>																																																																
72			保健・疾病対策課	<p>○発達障がい者に対する理解を社会全体に広めるため、社会教育団体関係者や市町村職員等を対象にして発達障がい者サポーター養成講座を実施している。今後も、サポーター養成講座の短縮版(45分版)を作るなど、講座をより受けやすくして、さらなる養成人数の拡充を図る。</p> <p>○若者向け心のバリアフリー(精神障がい者の理解促進)事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者講師派遣高校数 4校</li> <li>・受講生徒数 1,668人</li> </ul>																																																																
73			特別支援教育課	<p>○各研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい支援力アップ出前研修(156か所 参加延べ人数約4,500人)</li> <li>・発達障がい支援研究協議会を県下4か所で実施</li> </ul> <p>○その他、義務新任校長研修、教頭マネジメント研修、初任者研修、10年研修、地区代表者会など各研修会においても、発達障がいのある児童生徒への支援等について研修する機会を設け支援力の向上に努めた。</p>																																																																



No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
74			文化財・生涯学習課	<p>○長野県生涯学習推進センターにおいて以下の研修講座を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者と共生する社会づくり ～簡単な手話を覚えよう～」</li> </ul> <p>【趣旨】 誰もが互いの人格や個性を尊重し、共に支え合う共生社会の実現に向けて様々な障がい者を正しく理解するため、ろう者の暮らしを理解するとともに簡単な手話を学びながら共生社会を創造する意識を高める。</p> <p>【日時】 平成28年8月4日(木)</p> <p>【参加者】 16名(市町村、学校教職員、PTA関係者等)</p> <p>【受講者の反応】 講座の役立ち感 講義 98.1%、実技 100.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「発達障がいの理解と援助」</li> </ul> <p>【趣旨】 生活面や学習活動で多くの困難を抱えながら、周囲からは理解されにくい発達障がいのある子どもたちの思いやその特性を理解し、親や周囲の大人がどう関わればよいかを学ぶ。</p> <p>【日時】 平成28年8月20日(土)</p> <p>【参加者】 93名(市町村、幼・保・学校教職員、PTA関係者、諸団体関係者等)</p> <p>【受講者の反応】 講座の役立ち感 講義 95.3%</p>
75	地域との交流を通じた相互理解の促進	<p>交流イベントの開催やボランティアの養成を行い、障がい者との交流の機会を増やすことで、相互の理解を促進します。</p> <p>地域住民や地域サークル及びボランティアの参加を得て、幅広い年代が親しめる行事を季節に合わせて開催し、健康の増進・心身のリフレッシュ及び参加者相互の交流の支援を行います。</p> <p>福祉施設の行事へ地域住民の参加を呼びかけたり、地域で行われる行事への施設利用者の参加を進めるなど、日常的なふれあい活動を通じて、障がい者と地域住民との交流を深め、施設や障がい者に対する理解を促進できるよう支援します。</p> <p>県障がい者福祉センター利用者を支援する登録ボランティアの資質の向上を図るため、支援の方法や障がいの特性等を学んでもらう登録ボランティア養成講座を開催します。</p>	障がい者支援課	<p>○交流イベントについては、地元の文化活動団体、ボランティアの協力を得て、障がい児から高齢者まで広く親しめる行事を季節に合わせて開催。「あっぷる寄席・ふるまい茶」112名、「クリスマスイベント」244名、「第7回新春和太鼓コンサート」292名、「第19回障がい者文化芸能発表会」272名の計920名が参加した。</p> <p>○ボランティアの養成については、サンアップル利用者を支援する登録ボランティアに対して、支援の方法や障がいの特性などの知識等の提供を行い、資質の向上を図った。イベント(スポーツ大会、納涼祭、クリスマス会等)や日常業務等に延べ175名の協力があった。</p>

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
	2 権利擁護、虐待防止の推進			
	Ⅲ-2-① 障がい者の権利擁護の推進			
76	障がいを理由とした差別の防止や権利を擁護する仕組みづくり	障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせるよう、「障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会」の検討結果を踏まえ、必要な制度や施策を検討します。	障がい者支援課	<p>○平成23年7月に研究会を設置して「障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するために必要な仕組みについて、条例の制定も選択肢としつつ検討を行い、障がいを理由とする差別の定義付けや差別が起きた場合の解決の仕組み等を内容とする報告書が平成24年11月に提出された。</p> <p>○一方で、平成25年6月に障害者差別解消法が成立、平成28年4月に施行され、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、相談・紛争解決体制の整備など、報告書と合致する内容が含まれていることから、法の実効性が上がるよう各種取組を実施している。</p> <p>①普及・啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な障がい特性を理解し、障がい者が日常生活で困っているときに手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を「あいサポーター研修」等を通じて募集した。 (H28 研修の実施 186回 あいサポーター数45,088人)</li> <li>・フォーラムの開催 (県下4地区で開催 参加617人)</li> <li>・県政出前講座を実施して制度の周知・啓発を図った。(H28:63回実施)</li> </ul> <p>②市町村への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員を対象に担当者研修を実施(H28.5)</li> </ul> <p>③相談対応のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の相談に対応するとともに、市町村・保健福祉事務所をバックアップするための差別解消推進員を県障がい者支援課に設置した。(H28.4~)</li> <li>・関係機関との連携、情報共有等を行う差別解消支援地域協議会を、障害者虐待防止法に基づく関係機関等の連携協力体制を整備するための協議会としても位置付け、「障害者虐待防止・差別解消連携会議」を設置した。(H28.7)</li> </ul>
77	障がい者虐待防止対策の推進	関係団体、機関と連携・協力し、障がい者虐待の防止等のために効果的な体制づくりを進めます。 障がい者虐待対応の窓口等として「県障がい者虐待防止センター(仮称)」を設置し、虐待を受けた障がい者に関する問題や養護者の支援に関する相談への対応、情報提供等の援助、市町村相互間の連絡調整やその他の必要な援助を行います。	障がい者支援課	○定期的に事業者に対する集団指導や実地指導を行い、利用者の権利擁護の推進に努めてきた。また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例で人権擁護の推進については、障がい者に対する誤解、偏見、理解不足等の解消、苦情解決については、外部評価を実施し、その結果を公表することで、サービスの質の向上を図っている。
78	福祉施設利用者の権利擁護の推進	各福祉施設が設けている苦情解決の仕組みについて、利用者にとって公平性、公正性、迅速性、透明性が確保され、適正に運用されるよう支援します。 全ての福祉施設において、利用者の身体拘束や虐待行為等を防止する仕組みを確立し、利用者の人権が保障される取組を推進します。 福祉施設利用者が適切な支援を受けられるよう、定期的に事業者に対する集団指導(講習会)や実地指導を実施します。	障がい者支援課	○定期的に事業者に対する集団指導や実地指導を行い、利用者の権利擁護の推進に努めてきた。また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例で人権擁護の推進については、障がい者に対する誤解、偏見、理解不足等の解消、苦情解決については、外部評価を実施し、その結果を公表することで、サービスの質の向上を図っている。

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
79	権利擁護のための相談・支援体制の充実	福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発を進めるとともに、苦情の解決を適切に図るため、福祉サービス運営適正化委員会の機能充実に努めます。 日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会に対して引き続き必要な支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。	地域福祉課	<p>○福祉サービス運営適正化委員会において、福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発のための広報活動(ポスター、ホームページを通じてのPR等)、苦情対応のための研修、苦情対応に関する調査等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付件数 H26 : 43件 H27 : 56件 H28 : 57件</li> <li>・相談受付件数 H26 : 183件 H27 : 144件 H28 : 154件</li> </ul> <p>○日常生活自立支援事業が適切に実施されるよう、長野県社会福祉協議会に対して財政的な支援を行うとともに、研修会等の後援等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 H26 : 37,108回 H27 : 80,760回 H28 : 95,749回 (平成27年度から集計方法を全市町村社協で統一したため件数が急激に増加した。)</li> <li>・有効契者数 H26 : 1,264人 H27 : 1,416件 H28 : 1,470件</li> </ul>

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
Ⅲ-2-② 権利行使の支援				
80	成年後見制度の利用促進	障害者総合支援センター、地域包括支援センターなどの相談機関やリーガルサポートなどの民間団体とのネットワークにより、成年後見制度の活用も含めて総合的な権利擁護の支援ができる体制づくりを進めます。 成年後見制度や権利擁護に関する相談受付、市町村等への助言、後見申立支援、制度の普及啓発等を総合的に行う成年後見支援センターの設置促進を図ります。 市町村長による家庭裁判所への申立てや、申立て及び後見人報酬など制度利用に関する費用負担が困難な人への助成などの事業が実施されるように支援します。	地域福祉課	○成年後見センターは県内12か所となっており、各地域の実情に合わせた形で設置に向けた検討が進んでいる。 ○また、成年後見関係団体(社会福祉士会等)の開催研修等への後援協力などを通じ、県民等に対する普及啓発に取り組んだ。
81	権利行使の支援(選挙関係)	障がい者や高齢者が投票を行うために必要な支援を行います。 投票所において、障がい者や高齢者が円滑に投票できるよう、車いす使用者等への介添えや、スロープの設置、点字器の備え付けなどの措置を支援します。 聴覚障がい者が政見を知る機会を確保するため、政見放送への字幕の導入や手話通訳の拡大、演説会等における要約筆記の投影を可能とするよう、国へ要望します。 身体に重度の障がいがあり、投票所に行くことが困難な方を対象にした不在者投票制度の周知を図ります。	市町村課	○国や県の選挙が行われる都度、市町村選挙管理委員会に対して、投票所の入口に段差がある場合の人的介助やスロープの設置、投票所への点字器の備え付けなどについて要請している。 ○国や県の選挙において、点字による候補者の氏名・所属党派一覧を作成し配布している。(H28参 選挙区・比例代表 各2,267部) (H26知 2,515部) (H26衆 小選挙区2,248部、比例・国民審査各2,233部) (H27県議 1,674部) ○公職選挙法の一部改正により、屋内の演説会場内における映写等が解禁され、要約筆記の投影などができるようになった。(H25参院選から適用) ○知事選挙の政見放送に手話通訳を付すことができるようになり(H23~)、H26知事選において候補者2名が手話通訳を付した。 ○都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、政見放送への字幕の導入や手話通訳の拡大など、公職選挙法の改正を国に要望した。(H28.12月) ○投票所において、言葉が不自由な方や聴覚に障がいがある方への案内を円滑に行うため、投票の方法やよくある質問事項等をイラストと文字で表現したコミュニケーションボードを作成し、投票所に配置した。(H26知事選から) ○各種資料や不在者投票指定施設の現地調査等を通じて、不在者投票制度の周知に努めている。
3 地域における福祉活動の推進				
Ⅲ-3 地域における福祉活動の推進				
82	民生委員・児童委員による相談支援の推進	民生委員・児童委員が地域福祉活動をしやすい環境づくりのために策定した、『民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン』の活用を促進するとともに、資質向上のため研修を実施します。	地域福祉課	○『民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン』を県ホームページに掲載し、活用を促進。 ○民生委員・児童委員の資質向上に資する研修を、長野県社会福祉協議会に委託し実施。(H28:5,525人受講)
83	ボランティア・NPO活動の推進	県や市町村の社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターの活動を支援するとともに、ボランティアコーディネーターなど人材の育成、ボランティアの資質向上及びボランティア・市民活動団体のネットワーク化等を図り、障がい者を支えるボランティア活動を支援します。 地域福祉の課題解決につながる、NPO・企業・行政等の多様な主体による協働を推進します。	地域福祉課	○長野県社会福祉協議会の長野県ボランティア活動振興センターを支援する「ボランティア活動支援事業」を実施し、ボランティアコーディネーター(123名)等の人材の養成を図った。 ○継続した事業の実施により、ボランティア活動への参加機運の醸成や、多様な形態のボランティア活動の展開を図っていく。

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
	施策項目Ⅳ 安全で暮らしやすい地域づくり 1 安全な暮らしの確保 Ⅳ-1-① 防犯・交通安全対策の推進			
84	犯罪の起きにくい社会づくりの推進	相談や各種届出等の受理にあたり、障がい者の立場に立った適切な対応を推進します。 障がい者に配慮した広報啓発活動の推進を図ります。 ボランティアや関係団体、地域との協働による重層的な防犯ネットワークの構築を図ります。 障がい者など相談者の立場に立った相談体制の整備を推進します。 障がい者を始め地域住民に対して、巡回連絡を通じて、犯罪・事故等の被害防止のために有効な地域安全情報の提供を推進します。	警察本部 (子供・女性安全対策課)	平成28年中の実績 【障害者虐待防止法に基づく対応】 ・ 障がい者虐待認知件数 21件 (前年比+4件) ・ 市町村への通報 19件 (前年比+3件) ・ 加害者への指導警告 10件 (前年比-3件) ・ 事件検挙 2件 (前年比+1件)
85	交通安全諸対策の推進	関係機関・団体と協力しながら、障がい者を始めとして、幼児から高齢者に至るすべての県民に対して、交通安全意識の高揚を図るための交通安全教育の充実を進めます。 関係機関や地域ボランティアとの協力により、障がい者に配慮した交通安全キャンペーン等の広報啓発活動を積極的に推進します。 障がい者を始めとした交通弱者を交通事故から守るため、運転免許取得者及び運転免許更新者に対して、それぞれの機会に、適時適切な運転者教育を推進します。	警察本部 (交通企画課)	関係機関団体と協力し、障がい者をはじめとして、幼児から高齢者への交通安全教育を推進した。 また、障がい者をはじめとした交通弱者を交通事故から守るため、期別の交通安全運動に伴う安全教室や高齢者家庭訪問など運転免許取得者等に対して安全運転教育を推進した。
	Ⅳ-1-② 防災対策・災害発生時の支援の推進			
86	避難支援計画策定の推進	市町村が行う災害時における障がい者等の避難支援の計画について、「全体計画」に加え個々の具体的な避難内容などを記載した「個別計画」の早期策定の要請と、必要に応じて助言を行います。 また、地域の実情に合った計画の策定や実行についての参考となるよう「要援護者防災・避難マニュアル策定指針」を示し、指針の活用を促進します。	危機管理防災課	○市町村に対して避難支援計画の策定や充実について、会議等の機会を捉えて要請や助言を行っている。 ※ 避難行動要支援者名簿各市町村策定率(平成28年2月現在) 64市町村(83.1%)
87			障がい者支援課	○また、地域の実情や障がいの態様に配慮した避難計画が策定されるよう、「要援護者防災・避難マニュアル策定指針」を市町村に示して活用を促進した。
88	「災害時住民支え合いマップ」策定の推進	市町村が「長野県地域防災計画」に基づいて作成する要援護者の状態に配慮した避難支援計画を具体化する手法として、「災害時住民支え合いマップ」の策定を進め、それを通じて、災害時だけでなく平常時における地域住民相互のつながりを深め、住民同士の支え合い活動・地域福祉活動を推進します。	地域福祉課	○平成28年度末時点で、「災害時住民支え合いマップ」の取組を実施している市町村が71市町村となっている。取組を実施していない6市町村については「避難行動支援者名簿」の整備等他の手法により、全市町村で要配慮者への対策等を実施している。 ○今後も、県社協と協力しながら、マップ作成支援を引き続き実施していく。

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)									
89	福祉施設における防災対策の充実	福祉施設が非常災害対策マニュアルを整備するとともに、様々な種類の災害や災害発生の時間帯等を想定して、日頃から訓練を実施できるよう支援します。 福祉施設が日頃から消防団や地域住民との連携を図り、災害時に協力が得られる関係づくりを支援します。 土砂災害時に人的被害の割合が高い障がい者など要援護者を守るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、市町村、福祉施設管理者などと連携し、福祉施設設置場所に係る助言等や、防災訓練、講習会を実施します。 また、ハード対策として、土砂災害特別警戒区域内に設置されている福祉施設の利用者を守るための砂防事業を実施します。	障がい者支援課	○障害福祉サービス事業者等に対する集団指導及び実地指導等で、全ての従業員が防災マニュアルの確認を行い、日ごろから従業員の防災意識を高めておくよう指導している。 ○また、地元自治会等との災害時協力体制に関する協定、他の障害福祉サービス事業所との災害時の利用者受入れに関する協定等の締結について助言している。									
90			砂防課	土砂災害警戒区域等の指定を完了。 土砂災害特別警戒区域内に設置されている要配慮者利用施設を守るための砂防事業について、新たに2施設に着手(55施設のうち54施設に着手)。									
91	福祉避難所の指定の推進	大規模災害が起きた時に、介護の必要な障がい者など通常の避難所での生活が困難な方々を受け入れる福祉避難所について、市町村への指定の要請と、必要に応じた助言を行います。	健康福祉政策課	<指定の状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24.9.30</th> <th>H29.3.31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定済市町村</td> <td>41市町村(53%)</td> <td>73市町村(95%)</td> </tr> <tr> <td>未指定市町村</td> <td>36市町村(47%)</td> <td>4市町村(5%)</td> </tr> </tbody> </table> <今後の予定> ・市町村担当者会議等の機会を捉えた情報提供を引き続き行うとともに、特に未指定市町村に対しては、平成29年度中の福祉避難所指定等について要請・助言を行う。		H24.9.30	H29.3.31	指定済市町村	41市町村(53%)	73市町村(95%)	未指定市町村	36市町村(47%)	4市町村(5%)
	H24.9.30	H29.3.31											
指定済市町村	41市町村(53%)	73市町村(95%)											
未指定市町村	36市町村(47%)	4市町村(5%)											
92	防災拠点となる施設等の充実	防災拠点となる施設が被災者を受け入れる場合に、必要となるマニュアル等の整備を支援します。 防災拠点となる病院、社会福祉施設、学校等の必要な耐震化を県及び市町村において推進し、安全性の向上を図り、県民の生命を守ります。 また、県の施設においては、市町村等からの要請があった場合、災害時要援護者の受入等について、当該施設の利用者の生活に支障が生じない範囲で積極的に協力します。	危機管理防災課	○東日本大震災の課題等を踏まえ、平成24年3月に「避難所マニュアル策定指針」について、改訂を行った。内閣府より平成25年8月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が発表されているので、必要な修正箇所等について、順次修正してまいりたい。									
93			建築住宅課	○平成28年3月に「長野県耐震改修促進計画(第Ⅱ期)」を策定し、多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率の目標値を平成32年度末で95%とした。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた大規模建築物についても、平成32年度末までに耐震化を完了させることとした。  ○住宅・建築物耐震改修促進事業のうち、特定耐震既存不適格建築物の耐震診断補助事業の実施件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19~25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table> ○多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率の状況(H27) : 89.7%	H19~25	H26	H27	H28	累計	44	5	5	5
H19~25	H26	H27	H28	累計									
44	5	5	5	59									
94	災害ボランティア活動の推進	災害時において迅速かつ効果的にボランティア活動が展開されるように、災害ボランティアセンターや避難所の設置、運営訓練などケースに応じたボランティアの養成を図るとともに、災害ボランティアセンターの運営やボランティアを的確に調整するための災害ボランティアコーディネーターの育成を推進します。	地域福祉課	○長野県社会福祉協議会の補助事業として、災害福祉広域支援ネットワーク構築事業を実施した。社会福祉法人、職能団体が参画する災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害時要配慮者を広域で支援する体制整備を行う会議や研修、そして、災害ボランティアセンター立ち上げ期から終息期までセンター運営全般のサポートを行うスーパーバイザーを養成する研修や訓練等が実施された。 ・延べ参加者数655名									

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)																																
	2 誰もが暮らしやすいまちづくり																																			
	IV-2-① 福祉のまちづくりの推進																																			
95	誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	障がい者などの意見を反映し、誰もが利用しやすい施設の整備が進むよう「福祉のまちづくり条例」を改正し、次の項目について検討します。 ・ パーキング・パーミット制度の導入 ・ 多目的トイレの設置(大人用ベッド、オストメイト対応) ・ 長野県に適した整備基準等の導入	地域福祉課	○誰もが安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりをより一層推進し、より実効性のあるものにするため、障がい者団体等の意見や「長野県福祉のまちづくり会議」での検討結果等を踏まえ、バリアフリー法の整備基準に県独自の整備基準の追加、法の適合義務の生じる対象施設の対象面積の引下げ、及び障がい者等用駐車施設の適正利用の推進等を盛り込み、平成27年12月、福祉のまちづくり条例を一部改正した。 ・ パーキング・パーミット制度の導入 申請者数9,306名(車いす使用あり2,200名、車いす使用なし7,106名) 協力施設数841(幅広区画1,781、通常幅区画1,129)																																
96		障がい者に限らず誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った、都市計画区域マスタープランの見直しを行います。	都市・まちづくり課	○H27年度までにすべての都市計画区域マスタープランの見直しに着手している(累計39)																																
97	交通バリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインの考え方を基本に、鉄道駅のバリアフリー化、ノンステップバスの普及促進、安全で利用しやすい交通アクセスの確保などの交通・移動対策の総合的な整備の促進を図ります。	交通政策課	○乗合事業者に対し、低床バスの導入等に対し助成することによりノンステップバス等の普及促進を図っている。 <table border="1" data-bbox="1589 705 2222 843"> <caption>低床バスの普及台数(台)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総車両数</td> <td>965</td> <td>971</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>内低床バス</td> <td>249</td> <td>284</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※28年度の実績は29年秋頃判明</p> ○国が定める基本方針の中で、H32年度までにバリアフリー化を行うこととされた1日平均利用者数3,000人以上の駅について、鉄道事業者や地元市町村と協力して順次整備を進めている。また、基準値に満たない駅についても、地元市町村と協力して整備を行っている。 <table border="1" data-bbox="1589 1031 2222 1252"> <caption>駅のバリアフリー設備整備状況</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備が必要な駅数</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>内整備済み駅数</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>その他整備済み駅数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>整備済み駅数合計</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※H12年以降の新設・大規模改修駅は除く</p>		H26年度	H27年度	H28年度	総車両数	965	971	-	内低床バス	249	284	-		H26年度	H27年度	H28年度	整備が必要な駅数	23	24	24	内整備済み駅数	16	18	19	その他整備済み駅数	7	6	6	整備済み駅数合計	23	24	25
	H26年度	H27年度	H28年度																																	
総車両数	965	971	-																																	
内低床バス	249	284	-																																	
	H26年度	H27年度	H28年度																																	
整備が必要な駅数	23	24	24																																	
内整備済み駅数	16	18	19																																	
その他整備済み駅数	7	6	6																																	
整備済み駅数合計	23	24	25																																	

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
98		<p>バリアフリー新法に基づき、障がい者等が道路を安全に横断できるための交通安全施設の整備を推進するとともに、障がい者が活動範囲の広域化を図るための道路環境の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>音響により信号表示の状況を知らせる視覚障がい者用付加装置信号機や音響式歩行者誘導装置信号機の整備</li> <li>青信号を通常より長くする高齢者等感応化信号機の整備</li> <li>障がい者が携帯する白杖反射シートや端末に反応し、信号の状態を音声で知らせたり、青信号を通常より長くするPICS(歩行者等支援情報通信システム)の整備</li> <li>右左折車両と歩行者の交錯の防止等を目的とした歩車分離信号機の整備</li> </ul>	警察本部	<p>障がい者等の安全な道路横断を確保するため、視覚障がい者用付加装置信号機や音響式歩行者誘導装置信号機等信号機のバリアフリー化の整備を推進した。</p> <p>色弱者に配慮した、表示灯を白色に変更した押しボタン箱を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい者用付加装置信号機 6箇所(合計441箇所)</li> <li>音響式歩行者誘導装置信号機 17箇所(合計328箇所)</li> <li>歩車分離式信号機 19基(合計407箇所)</li> </ul>
99		<p>車いすですれ違うことができる幅の広い歩道の整備や電線類の地中化、歩道の段差切下げ、視覚障がい者誘導ブロックの敷設を進め、障がい者が活動範囲を広げることができる歩道のバリアフリー整備を行います。</p>	道路管理課	<p>○数値目標設定の内容について、平成28年度までに以下のとおり整備を行った。引き続き歩道のバリアフリー化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅の広い歩道設置 668km (H28 8km)</li> <li>電線類の無電柱化 39.0km (H28 0.2km)</li> <li>歩道の段差切下げ 1,861箇所 (H28 46箇所)</li> <li>視覚障害者誘導ブロックの敷設 24.6km (H28 1.6km)</li> </ul>
IV-2-② 住宅の整備に対する支援				
100	障がい者にやさしい住宅改良促進事業の推進	<p>日常生活をできる限り自力で行えるよう重度の障がい者の居住環境を改善し、障がい者が住み慣れた家や地域で暮らし続けていけるよう支援していきます。</p> <p>また、事業主体の市町村に対しても制度の有効性をPRしていきます</p>	地域福祉課	<p>○補助対象市町村 23市町村</p> <p>補助金額 7,356,000円(補助率 県1/2 市町村1/2)</p> <p>整備件数 33件</p>
101	バリアフリー化等の推進	<p>県営住宅の建替にあたっては、床の段差解消や手すりの設置などバリアフリー化を行うことにより、障がい者に配慮した住宅の整備を推進します。</p> <p>また、建替時、必要に応じて車いす用住居の整備を行います。</p>	公営住宅室	<p>○平成28年度に、1棟21戸の建替に着手した。</p> <p>また、建替事業のほか、既存住宅のリニューアル事業において、高齢者に配慮した住戸改善を実施した。</p> <p>○平成28年2月に「長野県県営住宅プラン2016」(改訂版「長野県公営住宅等長寿命化計画」)を策定し、当面2団地の約180戸で建替を実施することとした。</p> <p>なお、建替事業は、市町村への移管協議が整った団地にて実施することとした。</p>
<p>施策項目V 切れ目のないサービス基盤の充実</p> <p>1 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実</p> <p>V-1-① 医療体制の充実</p>				
102	地域医療、救急医療の充実	<p>第6次保健医療計画を策定し、医療提供体制の確保を図ります。</p> <p>県民一人ひとりのライフステージに即した身近な医療サービスを提供するため、「かかりつけ医」としての医師の役割の定着化を支援します。</p> <p>救急医療情報システムの整備・充実を進め、救急患者の迅速な搬送と適切な治療の確保を図ります。</p> <p>小児救急医療体制の運営を支援するとともに、救命救急センターなどの救急医療施設の充実を図ります。</p>	<p>医療推進課</p> <p>保健・疾病対策課</p>	<p>○平成25年2月に策定した「信州保健医療総合計画」を着実に推進</p> <p>○地域医療介護総合確保基金を活用し、「かかりつけ医」の普及・啓発を実施する医療機関の取組を支援(H28:2医療機関)</p> <p>○救急医療情報システムについては、平成28年10月のシステム更新に伴い、スマートフォンやタブレット端末への対応や、住所、診療科目等のキーワード検索の導入による検索時間の短縮などの利便性を向上</p> <p>○救命救急センターの一層の充実のため、相澤病院、信州大学医学部附属病院の機能評価を実施するとともに、運営費を助成(H28:4施設)</p> <p>○地域の実情に応じた小児初期救急医療体制の整備を図るため、運営に係る費用を助成(H28:11施設)</p>



No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
103	専門医療の充実	周産期医療システムを維持し、医療機関相互の連携強化により、周産期医療の充実を図ります。	保健・疾病対策課	○医療機関の連携強化等により、医療資源の効率的な運用を図るとともに、高度な周産期医療を適切・円滑に提供するための協議会を開催(H28:1回)。 ○出産前後の母体及び胎児、新生児について高度な医療を提供する総合・地域周産期母子医療センターの運営費を補助(H28:8施設)。
104	医療従事者の養成・確保等	障がい者の医療ニーズに的確に対応するため、医療従事者の養成、確保を図ります。医師のキャリア形成過程に対応した医師確保対策を推進するとともに、医師の勤務環境の改善を推進するなど、医師の確保・定着を図ります。 看護大学、看護師養成所等を拠点として、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の養成、確保を図るとともに、講習会、研修会を開催し、看護職員の資質の向上を図ります。 また、リハビリテーション医療の重要な担い手である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等への研修会の開催などにより資質の向上を図ります。	医療推進課	【医師】 ○医師のキャリア形成のための研修会 ・H28:28回、約1,200人参加 ・H27:38回、約1,500人参加 ○医師の勤務環境改善:病児等ベビーシッターサービス支援事業等を新たに導入し、1医療機関に対して交付決定したが、利用実績が少なく補助基準額未達となったため補助実績なし。 【看護師】 ○県立の看護大学・看護専門学校の運営に加え、民間養成校への運営支援による看護職員の養成を図るとともに、各種研修会の開催や認定看護師養成課程の設置など資質の向上を図った。 〔新人研修受講者〕 自施設研修 H27:745名、H28:767名 集合研修 H27:155名、H28:162名
V-1-② 地域リハビリテーションの推進				
105	地域リハビリテーションを推進するための連携づくり	障がい者等のニーズに応じて、より効果的なリハビリテーションが受けられるよう、地域にリハビリ関係者のネットワーク組織の設置を推奨することにより、①医療と介護の連携強化、②リハビリテーション専門職の育成、③情報収集・提供、④リハビリテーションの普及啓発などの事業の取組を推進します。	健康福祉政策課	○平成24年3月に取りまとめた長野県における地域リハビリテーションのあり方検討会による報告書及び同時に示した地域におけるリハビリテーション関係者の指針を踏まえ、各地域のリハビリテーションの活動を支援していく。
V-1-③ 障がい者の歯科保健支援				
106		多くの在宅重度心身障がい児(者)が歯科健診を受けられるように「在宅重度心身障がい児(者)の健康を支える訪問歯科健診」について、より多くの関係者や県民への周知に努めます。 障がい者関係団体等との連携・研修事業として、研修会を継続実施し、障がい者を支える施設関係者や家族の参加の促進に努めます。 特別支援学校におけるモデル歯科保健事業は、教育委員会とも連携し継続して行います。	保健・疾病対策課	○在宅重度心身障害児(者)への訪問歯科健診事業 (募集期間) 平成28年4月上旬～7月下旬 (希望者数) 58名(予定者60名) (実施期間) 平成28年9月28日～平成29年2月20日 (実施者数) 合計52名(申込からの実施率89.7%) (圏域別) 佐久4、上田5、諏訪6、伊那3、飯田7、松本15、長野4、北信8 ○障がい者等歯科医療技術者養成研修会 障がい者歯科相談医を中心とした障がい児者の歯科保健医療連携体制の研修会 (日時) 平成29年3月12日(日) (会場) 松本歯科大学 (内容) 研修会「地域における障がい者歯科医療従事者の役割」 重度心身障がい者歯科診療施設従事歯科医師によるシンポジウム (出席者) 歯科医療関係者、市町村等行政関係者 46名

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
	2 重度障がい・多様な障がいに対する支援			
	V-2-① 重度障がい者への支援			
107	重度障がい者等の療育・生活支援	重症心身障がい児(者)通園事業の法定事業への円滑な移行と、安定的な運営の確保を図るとともに、身近な地域で機能訓練等の必要な療育が受けられるよう支援します。 医療的ケアを必要とする障がい児(者)が利用できる通所施設を拡充するための支援を行い、障がい児(者)が安心して日中活動を楽しめるよう環境を整備します。 在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、自立支援協議会や障がい者総合支援センターと協働し、保護者や医療機関等の意向を踏まえた上で、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)等を受け入れられる医療型短期入所事業所の整備を促進します。 また、福祉型短期入所事業所において医療機関等との連携により医療的ケアが受けられるよう支援します。	障がい者支援課	○医療型短期入所事業所の整備の促進については、県において圏域自立支援協議会の療育部会に出席し、情報共有や制度説明及び事業所への働きかけを実施した。医療機関から相談は受けているものの新規事業所の指定には至っていない。 ○県自立支援協議会療育部会において「重心・医ケアワーキング」がH27に設置され、各圏域の重症心身障がい児者・医ケア児支援の中核を担う支援者(医療関係者、福祉関係者、保健師)や県関係部署とともに、支援のあり方や取り組みについて協議を行い、支援体制の充実・連携を図っている。
108		また、福祉型短期入所事業所において医療機関等との連携により医療的ケアが受けられるよう支援します。 NICU等に長期入院している重度の障がいのある児童が、早期に家庭復帰できるよう医療、福祉両面から地域の支援体制を整えます。		○医療的ケアを必要とする障がい者等が利用できる通所施設等を拡充するため、看護職員の複数配置に必要な経費等を助成する「重症心身障がい児(者)等支援事業」(H24～H26)の活用等により施設数の増加を図ってきた。(H27年度から「障がい児・者施設訪問看護サービス事業」に統合) 【通所サービス】 人員配置基準を上回る看護職員を配置する事業所に対して費用を助成。 ・H24 3施設 新規受入4人 ・H25 3施設 新規受入5人(延数) ・H26 4施設 新規受入7人(延数) 【短期入所】 医療機関等との連携により看護職員を訪問させる等の支援を行った福祉型短期入所事業所に対して費用の一部を助成。 ・H24 1施設 対象者4人 利用日数 66日 ・H25 1施設 対象者4人 利用日数148日 ・H26 1施設 対象者6人 利用日数178日 ○医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、看護師配置のない施設においても医療的ケアを受けられるよう支援するため、「障がい児・者施設訪問看護サービス事業」により看護師派遣経費又は看護師配置経費等を対象施設に助成した。 ・H25 11施設 利用者43人 ・H26 7施設 利用者43人 ・H27 9施設 利用者36人 ・H28 5施設 利用者9人
109			保健・疾病対策課	○小児等在宅医療連携拠点事業の実施 ・重症心身障がい児を受け入れる看護職員のスキルアップを図るため看護師向けの実習や、地域の訪問看護ステーションとの交流研修を実施。 ・関係機関がカルテ要約や画像を共有し、遠隔で支援者会議等を開催することができるICTネットワーク「しろくまネットワーク」を活用し、県立こども病院と地域基幹病院・養護学校等が常時連携できる体制を整備し、在宅医療へ移行するための支援を実施した。
110	脳損傷者に対する支援策等の検討を継続	成人期以降の疾患、外傷等に起因する脳損傷によって、身体・精神重複の重度障がいがある方々に対しても、日中活動の場の充実や短期入所による家族の介護負担の軽減を図ります。 また、平成23年度より、「長野県における地域リハビリテーションのあり方検討会」の検討部会として、「若年脳損傷者のリハビリテーションに関するワーキンググループ」を設置して、支援のあり方について検討を進めており、脳損傷の回復過程における支援を強化するために必要な制度改正については、国等へ要望・提言してまいります。	障がい者支援課	○障がい者や支援者への相談対応を充実させるため、高次脳機能障害者(児)の受入れが可能な事業所等一覧を県ホームページに掲載し、随時更新している。
111			健康福祉政策課	○平成24年3月に、若年脳損傷者のリハビリテーションに関するワーキンググループによる中間報告書を取りまとめた。

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)						
<b>V-2-② 難病対策の推進</b>										
112	難病患者やその家族に対する支援	<p>難病患者とその家族に対して相談会の実施や、難病相談・支援センターを適切に運営することにより患者や家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消に努めます。ホームヘルプ、ショートステイ、日常生活用具の支給などの在宅支援サービスを実施し、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上に努めます。</p> <p>在宅で療養する重症難病患者が病状の悪化等の理由により入院が必要となった場合の入院施設を確保するため、重症難病患者の入院調整を支援します。</p>	保健・疾病対策課	<p>○難病患者やその家族に対する相談の状況 難病相談支援センターにおいて患者・家族に対し、療養生活、日常生活上の看護・介護、患者会等の自主活動、就労等の相談に応じた。 難病相談支援センターにおける相談実施状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(件)</td> <td>3,337</td> <td>2,519</td> </tr> </tbody> </table> <p>○重症難病患者の入院施設確保(難病医療ネットワーク事業) 在宅で療養する重症難病患者が病状の悪化等の理由により入院が必要となった場合の入院施設を確保等の入院調整を信州大学医学部附属病院に委託し実施した。 (H28 拠点病院1、協力病院24、連携病院26)</p>	年度	H28	H27	相談件数(件)	3,337	2,519
年度	H28	H27								
相談件数(件)	3,337	2,519								
<b>V-2-③ 発達障がい者への支援</b>										
113	発達障がい者への途切れない支援	<p>発達障がい者に関する理解を社会全体に広める啓発、分野や年代で途切れない支援体制の構築を推進します。</p>	保健・疾病対策課	<p>県では、発達障がい者に対する理解を社会全体に広めるため、発達障がい者サポーター養成講座を実施している。平成27年度時点ではサポーター養成人数は6,292人であったが、平成28年度末には7,897人のサポーター養成が完了した。今後も、サポーター養成講座の短縮版(45分版)を作るなど、講座をより受けやすくして、さらなる養成人数の拡充を図り、分野や年代で途切れない支援体制の構築を目指す。</p>						
<b>V-2-④ 高次脳機能障害者への支援</b>										
114	高次脳機能障害支援体制の強化	<p>現在、県内に4か所ある支援拠点病院を増やして、より密度の濃い支援を行うとともに、障害者総合支援センターや障害福祉サービス事業所、市町村との連携を強化し、相談窓口におけるワンストップの支援を充実します。</p> <p>また、県民や保健・医療・福祉現場の理解促進のため、4圏域で支援拠点病院を中心とした研修会を毎年開催するなど、普及・啓発を引き続き行います。</p>	障がい者支援課	<p>○障がい者や支援者への相談対応を充実させるため、高次脳機能障害者(児)の受入れが可能な事業所等一覧を県ホームページに掲載し、随時更新している。</p> <p>○また、相談窓口の周知を図るため、普及・啓発用リーフレットを6,500部(H27)印刷し、高次脳機能障害者が受診する可能性のあるリハビリテーション科等のある病院(112病院及び4拠点病院)等に配布した。</p> <p>○支援拠点病院では、3,231件の相談に対応。(H27:2,597件)</p> <p>○3圏域で開催した研修会には、県民、保健・医療・福祉・教育関係者など275人が参加。(H27:4圏域 528人)</p> <p>○支援拠点病院は1減1増により4か所となり、今後指定要件について検討。</p>						

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
3 教育・療育体制の充実				
V-3-① 障がいの早期発見に向けた支援				
115	障がい等の早期発見に向けた支援の充実	ハイリスク妊産婦、乳幼児について、ハイリスク母子保健対策により支援します。 先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査などを実施し、異常の早期発見、早期治療、疾病の予防を支援します。 1歳6か月、3歳児健診での発達障がい児の早期発見・早期支援について、統一したアセスメント・支援手法についての普及を図ります。	保健・疾病対策課	○県では、統一したアセスメントとして、M-CHATを市町村の1歳6か月、3歳児健診で用いることを推奨してきた。平成27年度の調査では、48市町村が健診でM-CHATを導入しており、平成28年度の調査では51市町村が導入済みという結果となった。全市町村が導入することを最終的な目標としているため、今後も普及啓発を行っていく。 ○発達障がい早期発見・早期支援応用編研修会の開催 ・乳幼児健診におけるM-CHAT(乳幼児自閉症チェックリスト)導入を推進するため、取組の評価等について保健師及び支援者向けの研修会を開催。参加者：74名
V-3-② 地域療育機能の強化				
116	関係機関との連携とネットワークの機能強化	障害児施設、障害福祉サービス事業所、行政機関、教育機関など多くの関係機関がさまざまな療育支援を行っており、それぞれの支援を繋ぐネットワークの構築が必要で す。 圏域配置の療育コーディネーターを中心に、地域全体の連携をコーディネートしま す。 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行いま す。 発達障がい児(者)への理解を社会全体に広める啓発と、分野や年代で途切れない支 援体制の構築を推進します。	障がい者支援課	○圏域毎に設置した障がい者総合支援センターに療育コーディネーター(H29.4現在15名)を配置し、地域全体の療育支援を行っている。また、県自立支援協議会療育部会を年間5回以上開催し、圏域から提起された課題について情報共有を行い、課題解決に向けて検討を行っている。
117			保健・疾病対策課	平成27年度に県内10圏域への配置が完了した発達障がいサポート・マネージャーは、28年度も引き続き10圏域へ配置されており、日々支援機関に対する支援や、困難事例への介入を行うなど、積極的に活動を行っている。 また、県自立支援協議会療育部会や、月1回のサポート・マネージャー連絡会議への参加を通して情報交換・共有を行っている。
118	市町村の取組に対するバックアップ機能の強化	障がい児(者)が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。	障がい者支援課	○障がい者が安心して地域で暮らすために、身体・知的・精神の3障がいに対応できる相談支援センターを圏域毎に市町村と協働しながら設置し、就業・生活支援や障がい児療育支援を行っている。また、県自立支援協議会が主催して年に5回相談支援体制機能強化会議を開催し、地域における相談体制のバックアップに努めている。
119	サービス体制の確保に向けた取組の充実	全ての障害児施設が新サービス体系に円滑に移行し、かつ安定的に適切なサービスの提供ができるよう、必要な助言や情報提供等を行います。 障害児通所サービス事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。 障がい児が、早期から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門的な知識や技術を有する者による心身機能や日常生活動作の訓練等を受けられるよう支援します。 障害児通所サービスを利用する複数児童保育世帯に対して、利用料の軽減措置を図る等、早期療育の機会の確保に努めます。	障がい者支援課	○全ての障がい児施設(福祉型障害児入所施設1か所、医療型障害児入所施設2か所、指定発達支援医療機関3か所)が新サービス体系に移行済 ○放課後等デイサービス及び児童発達支援の障害児通所サービス事業所について、H28年度は37事業所(定員274人)を指定した。 ○障がい児の心身機能の発達を図るため感覚機能訓練を実施する費用の一部を4施設(3市)に対し助成した。 ○障害児通所サービスを利用する複数児童世帯の負担を軽減するため、H28年度は38人の利用料に対して負担軽減を行った。

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
V-3-③ 特別支援教育の充実				
120	地域における連携支援体制の充実	市町村の就学相談体制整備を支援するとともに、就学前段階から、支援が必要なすべての子どもに対し、個別の教育支援計画を作成し、引き継ぐことができる体制づくりを進めます。 多様な教育的ニーズに応じるため、保健・福祉、医療、労働等と連携をとりながら適切な対応を図ります。また、特別支援教育についての地域力の向上を目指し、教育と保健・福祉、医療、労働等が連携し、特別支援連携協議会の機能を有する組織の体制づくりを支援します。	特別支援教育課	○市町村教育委員会の就学相談担当者を対象に、就学相談の事例検討会や就学相談体制についての情報交換を行う等の具体的な研修会の実施。 ・市町村就学相談研修会(対象:市町村就学相談担当者 参加者205名) ・校内就学相談研修会(対象:教職員 7会場:参加者799名) ○郡市校長会単位(16地区)に特別支援教育コーディネーター等連絡会を設置(教育・福祉・医療等の連携)し、16地区の代表者からなる「特別支援教育地区代表者会」を年2回開催 ○平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正(就学相談にかかわる法令)を受け、新しい就学相談の方向性(障がいのある子どもの就学手続と早期からの一貫した支援の充実を図る)についての理解啓発を目的とした研修会や特別支援教育推進員による市町村への助言等を通しての支援を実施。
121	特別支援学校のセンター的機能の充実	特別支援学校が、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校の相互連携や課題解決を支えるセンターとしての機能を充実を図ります。	特別支援教育課	○特別支援学校1校につき、年間1000件を超える相談を、幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校から受け、対応している。必要に応じて、各学校に赴き、活動を様子を見てアドバイスをしたり、事後指導をしたりした。 ○増員した特別支援学校の自立活動担当教員が定期的に小中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級を巡回して相談支援を行っている。
122	身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実	居住地の小中学校又は、特別支援学校に副次的な学籍を置いて交流及び共同学習を推進するなど、同年代の友とともに学ぶことができる体制づくりを進めます。	特別支援教育課	○障がいのある子とない子が地域の中で共に育ち、共に学ぶ、共生社会の実現に向けた一つの方策として、特別支援学校に通う児童生徒が居住地の小中学校に副次的な学籍を置き、居住地の児童生徒と一緒に学ぶ機会やつながりの維持・継続を図る「副次的な学籍」について、市町村就学相談体制整備研修会等において情報提供し、理解啓発を図っている。 ・副次的な学籍の導入状況(H28:21市町村増)

No.	項目	施策内容	関係課(室)	実施状況(実績及び課題等)
123	小中学校、高等学校における特別支援教育の充実	発達障がいのある児童生徒に対応するために、特別支援教育コーディネーターを始め、通常の学級担任の支援力向上に向けた研修の充実を図ります。また、発達障がい児童生徒に対する教育対応の充実を目指し、モデル研究事業を実施するほか、小・中学校における通級による指導の充実を図ります。	特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮の理解と計活に係る資料「合理的配慮実践事例集」を作成し、全小・中・高等学校へ配信した。</li> <li>○研修会による支援力向上やモデル研究による実践研究により、発達障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保小中高の新任の特別支援教育コーディネーター対象の研修「特別支援教育コーディネーター養成研修」(年2回、延べ336人)</li> <li>・今後、地域の中心となって特別支援教育の推進を図る人材を要請するため、「地域の中核となる特別支援教育コーディネーター養成研修」を開催した。(年4回 69人参加)</li> <li>・LD等通級指導教室を増設(H25:3教室増、H26:5教室増、H27:10教室増、計28教室)し、多様な教育的ニーズに応じた教育の場と教育対応を提供できる体制を構築してきている。</li> <li>・高等学校における特別支援教育の専門性の向上を図るため、教務主任、進路指導、生徒指導と役割に応じた内容で、「高等学校特別支援教育研究会」を開催。(年3回、延べ540人参加)</li> <li>・今後も、関係者からなる地区代表者会の充実や研修会の充実を図るとともに、地域の中核となるコーディネーターを養成し、更なる支援力の充実を図る。</li> </ul> </li> </ul>
124	特別支援学校における障がいの重度・重複化への対応	自立活動担当教員の配置を進め、一人ひとりの障がいの状態に応じたきめ細かな教育の充実を図ります。また、引き続き医療的ケア運営協議会を開催し、安全・安心な学習環境の整備について検討するとともに、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師配置を行い、障がいの重い児童生徒に対する支援の充実を図ります。	特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立活動担当者会と連携を図り、研修の充実や情報交換をすることにより、自立活動担当者の専門性を高め、教育の充実を図った。</li> <li>○医療的ケアについては、医療的ケア運営協議会を開催し、特別支援学校における摂食コーディネーターの指名による安全安心な摂食指導について、学校看護師ができる人工呼吸器の対応等について協議を行った。</li> <li>○医療的ケアに係る教員研修(県立こども病院、22人)・看護師研修(県立こども病院、27人)を実施し、支援の充実を図った。</li> <li>○自立活動担当教員については、更なる増員を図り、教育の充実を図っていく必要がある。</li> </ul>
125	特別支援学校における就労支援の充実	社会情勢の変化を踏まえ、高等部の教育課程の見直しを行うとともに、企業の方々からアドバイス・協力も得て作業学習の充実を図り、高等部生徒の一般就労の拡充を図ります。 企業経営者へのトップセミナーや企業の方々への校内作業学習見学会を開催し、障がい者の就労に関する理解・啓発を図り、就労につながる実習先の拡充を図ります。 一般就労を目指す道筋の多様化を踏まえ、特別支援学校卒業後も継続して支援できるよう「個別の教育支援計画」を活用し、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等との連携を強化していきます。	特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学校に「就労コーディネーター」を新たに4名配置し、生徒の実態に応じた実習や就労の受け入れ企業を開拓したり、実習受け入れにかかる支援を行ったりし、一般企業への就労を希望する生徒の就労を支援した。</li> <li>○保護者や学校職員を対象にして、ハローワークの方や障害者就業・生活支援センターの方に就労について説明してもらう機会を設けるほか、実習の様子を見て就労支援に関する意見をいただいた。</li> <li>○企業の方や地方公共団体の方を対象に特別支援学校(作業学習等)の見学会を開催し、障害のある生徒や障害者雇用についての理解を深められる場を設定し、実習先拡大に向けた周知理解を図った。</li> <li>○進路指導主事を中心に移行支援会議を開催し、障害者就業・生活支援センターの方やハローワークの方と進路に関する相談を実施するほか、就労支援に関する制度等の共通理解を図った。</li> </ul>
126	特別支援学校の教育環境の充実	各学校の教育的ニーズや地域の状況に応じ、学校生活を安心して送れるよう、利用しやすい施設、設備の計画的な整備に努め、特別支援学校の教育環境の充実を図ります。	特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国や県の経済対策を活用して補正予算を措置し、施設の維持修繕などを進めてきた。今後も安全性や機能性に配慮した施設整備を計画的に実施し、児童生徒にとって安全安心な教育環境づくりを進めていく必要がある。</li> </ul>